

## 公立藤田総合病院 面会規程

### 1. 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および、尊厳の保持並びに、円滑な診療・看護や退院を図るために、入院患者への面会に関する必要事項を定める。

### 2. 基本方針

当院は、患者と家族等の交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、過度な面会制限をしないことを基本方針とする。

- ・面会は、患者の療養上必要かつ適切な範囲で実施する。
- ・患者の病状、治療、感染状況、療養環境等を優先する。
- ・面会者は、病院職員の指示に従うものとする。

### 3. 面会時間

- 1) 原則として、全日 14 時から 20 時の時間帯とする。
- 2) 面会は短時間とし、15 分程度とする。

※治療・処置・検査等により面会をお待ちいただく場合がある。

### 4. 面会者

- 1) 原則として、面会者は家族や親族、医師または看護師から許可を得た者とする。
- 2) サージカルマスク（不織布）を適切に着用できる者に限る。

### 5. 面会受付

- 1) 面会者は、総合受付または救急室受付にて面会手続きを行う。
- 2) 面会者は、面会票への記載し、面会証を着用する。
- 3) 病棟スタッフは、患者に面会の同意を確認する  
※面会者確認のため、職員が氏名等を確認する場合がある。
- 4) 面会終了後、面会証を受付に返却する。

### 6. 面会人数・時間

- 1) 面会は短時間（15 程度）とする。
- 2) 1 回の面会人数は 3 名までとする。
- 3) 面会回数は、面会者 1 名について 1 日 1 回までとする。  
※ただし、医師また看護師が必要と判断した場合はこの限りではない。

### 7. 面会をお断りする場合

次のいずれかに該当する場合は、面会をお断りする。

- 1) 発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢等の症状がある場合
- 2) 感染症罹患中または感染症疑いがある場合

- 3) 飲酒している場合
- 4) 病院職員の指示に従わない場合
- 5) 患者の治療・安静に支障をきたす場合：①人工関節の術後1週間・②その他の術後3日間
- 6) 院内感染対策上必要と判断した場合

## 8. 面会場所

- 1) 談話室
- 2) 患者の病状によって病室

## 9. 感染対策

- 1) 面会前後は手指消毒を行う。
- 2) マスクを着用する。
- 3) 感染症流行時は、面会制限または禁止を行う場合がある。

## 10. 患者安全・療養環境の保持

面会者は以下の行為を遵守する。

- 1) 大声の声での会話や他患者の迷惑となる行為をしない。
- 2) 病室内での飲食
- 3) 写真・動画撮影、音声録音は許可なく行わない
- 4) SNS等への投稿は行わない
- 5) 医療機器・点滴等に触れない

## 11. 貴重品等の管理

面会時の患者・面会者の貴重品について、病院は責任を負わない。必要最小限の持参とする。

## 12. 特別な配慮

以下の場合には個別対応を検討する。

- 1) 病状説明
- 2) 終末期・看取り
- 3) 手術前後
- 4) 認知症・せん妄患者
- 5) 小児患者
- 6) 障害等により支援が必要な場合

## 13. 面会できない場合の代替方法

感染状況や患者の状態等によって対面による面会が困難な場合、オンライン面会または電話による方法を提案し、面会者の希望があれば支援する。

#### **14. 面会制限・規程変更**

感染症流行状況、災害発生、院内状況等に応じ、病院長が面会制限または禁止を行うことができる。

#### **15. 周知**

本規程の内容は、入院案内や院内掲示、病院ホームページ等を通じて患者および家族に周知する。

2026年5月21日

公立藤田総合病院 病院長